

エコアクション21

環境経営レポート

令和5年度

(令和5年10月1日～令和6年9月30日)

株式会社 ヤマト

令和7年1月10日

1.環境経営方針

<基本理念>

株式会社ヤマトは、産業廃棄物(中間)処理業及び一般・産業廃棄物収集運搬業ならびに廃棄物のリサイクル活動を通じて社会に貢献し、従業員の幸福と生活文化の向上を目指すと共に地球環境の保全と汚染の予防を経営の重要課題と認識し、地球にやさしい活動を行います。

以下の環境方針により、事業活動によって生じる環境への影響を認識したうえで、環境目標を設定し、見直します。また、全従業員が環境問題に積極的に取り組み、継続的に改善を行います。

<環境方針>

全社員が環境保全に対する意識を向上させ、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を図ることにより、積極的に環境保全活動を推進するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ります。

- ① 受託した産業廃棄物の適正な処理を実行します。
- ② 受託した産業廃棄物及び一般廃棄物は、積極的にリサイクル率を向上させます。
- ③ 車両運搬具及び機械装置の効率的な利用により、燃料の使用量を削減します。
- ④ 解体工事に伴う廃棄物の発生の抑制と分別等によるリサイクルの推進を行う。
- ⑤ 工事騒音と振動の発生を抑制するとともに、水質の汚濁を防止する。
- ⑥ 各種設備機器及び照明などに使用する電力の削減、及び効率的な使用に努めます。
- ⑦ 水道水の無駄を避け効果的な使用に努めて、水道使用量を削減します。
- ⑧ 事務用品、用紙類のグリーン購入に努めます。
- ⑨ 環境保全に関連する法規制及びその他の合意事項を順守します。
- ⑩ 環境保全に関する教育を継続的に実施し記録します。

平成26年10月1日制定

平成28年3月24日改定

株式会社 ヤマト

代表取締役 青松 性浩

2、組織の概要

1) 事業者名

株式会社 ヤマト
代表取締役 青松性浩
設立:平成19年12月28日

2) 所在地

山口県下関市長府扇町7番9号

TEL083-248-0357

FAX083-248-0359

積替え保管場所(地番) 下関市長府扇町5番42、43

3) 事業活動の内容

産業廃棄物処分業
産業廃棄物収集運搬業
一般廃棄物収集運搬業
建築物解体工事業

4) 事業所の規模

- ・資本金・・・500万円
- ・売上高・・・
134,703千円(6年9月期)
134,017千円(5年9月期)
138,548千円(4年9月期)
123,018千円(3年9月期)
128,026千円(2年9月期)
- ・従業員数・・・4人 (代表者含む)
- ・車両台数・・・12台
脱着装置付きコンテナ車(12台) 塵芥車(2台)
ダンプ(1台) キャブオーバー(1台)
軽3台
- ・事業所敷地面積・・・1306.44㎡(395.89坪)
- ・事務所延べ床面積・・・109.8㎡(軽量鉄骨造 1F54.90㎡、2F54.90㎡)

5) 許可の概要(許可年月日及び許可番号)

① 産業廃棄物処分業

下関市 第07520141093号 許可年月日 令和5年12月28日

許可有効年月日 令和12年12月27日

(事業の区分)

処分業(中間処理)

(産業廃棄物の種類)

廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類 以上8種類

【産業廃棄物の処分量】

5年度	4,451 t
4年度	4,325 t
3年度	4,182 t
2年度	4,222 t
元年度	3,146 t

排出事業者から委託を受け、産業廃棄物の処理を受託し、中間処理(破碎処理)をする。
(廃プラスチック類、金属くず、紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを含む)木くず、繊維くず、がれき類、ゴムくず)以上8種類(自動車破碎物を除く)これらのうち、石綿含有産業廃棄物であるもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

破碎施設(固定式)

- 1)設置場所 山口県下関市長府扇町7番9号
- 2)許可年月日 平成30年11月22日
- 3)許可番号 8・2-19
- 4)産業廃棄物の種類 木くず 以上1種類
- 5)処理能力 51.76t/日

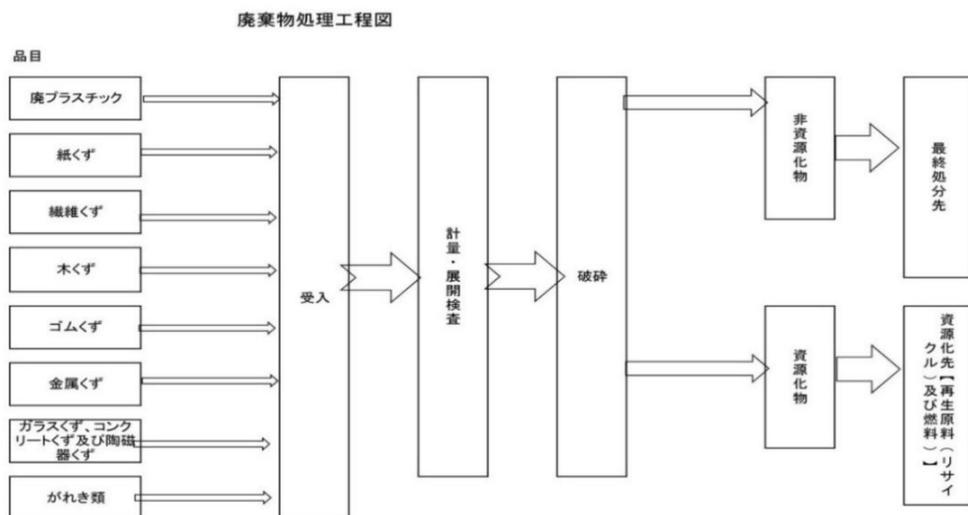
・破碎施設(固定式)

- 1)設置場所 山口県下関市長府扇町7番9号
- 2)許可年月日 平成20年9月2日
- 3)許可番号 8・2-20
- 4)設置年月日 平成20年9月15日
- 5)産業廃棄物の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類(廃石膏ボード含む)
- 6)処理能力 88t/日

・破碎施設(固定式)

- 1)設置場所 山口県下関市長府扇町7番9号
- 2)設置年月日 平成21年2月24日
- 5)産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 以上5種類
- 6)処理能力 4.4t/日(廃プラスチック類)
4.3t/日(紙くず)
1.7t/日(繊維くず)
4.7t/日(ゴムくず)
4.0t/日(金属くず)

【廃棄物の処理工程図】



②産業廃棄物収集運搬業

山口県 第03500141093号 許可年月日 令和5年12月9日 許可有効年月日 令和12年12月8日

福岡県 第04000141093号 許可年月日 令和5年7月29日 許可有効年月日 令和10年7月28日

下関市 第07510141093号 許可年月日 令和5年12月28日
許可有効年月日 令和12年12月27日

(積替え保管)

1)所在地 下関市長府扇町7番9号(下関市長府扇町5番42、43)

2)面積 廃プラスチック 13.752㎡

紙くず	6.876㎡	ゴムくず	6.876㎡
木くず	13.752㎡	金属くず	6.876㎡
繊維くず	6.876㎡		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	6.876㎡		
がれき類	6.876㎡		

4)保管上限 廃プラスチック 16㎡

紙くず	8㎡	金属くず	8㎡
木くず	16㎡	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
繊維くず	8㎡		
ゴムくず	8㎡	がれき類	8㎡

5)高さ 廃プラスチック 1.2m

紙くず	1.2m	金属くず	1.2m
木くず	1.2m	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
繊維くず	1.2m		
ゴムくず	1.2m	がれき類	1.2m

(積替え保管) 平成30年5月17日 保管場所追加

1)所在地 下関市長府扇町4番53

2)面積 廃プラスチック 25.3884㎡

紙くず	14.1392㎡		
木くず	58.5144n	金属くず	16.7184㎡
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8.3592㎡		
がれき類	16.7184㎡		

3)種類

廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
がれき類

4)保管上限 廃プラスチック 34.649㎡

紙くず	19.203㎡	金属くず	23.378㎡
木くず	81.823㎡	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
		がれき類	23.378㎡

5)高さ 廃プラスチック 1.7m

紙くず	1.7m	金属くず	1.7m
木くず	1.7m	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
		がれき類	1.7m

【産業廃棄物の事業の範囲】

廃プラスチック類、金属くず

ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物を除く)

【産業廃棄物の事業計画の概要】

許可を受けた産業廃棄物(14種類)について事業者から運搬の委託を受けた場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく契約を締結し、排出業者からマニフェストの交付を受け、指定された許可処分業者の事業場に運搬する。

【産業廃棄物の収集運搬量】

5年度	405 t
4年度	364 t
3年度	400 t
2年度	251 t
元年度	212 t

【産業廃棄物収集運搬業】

排出業者から委託を受け自社の中間処理施設もしくは排出事業者が指定する処分場へ運搬する。
(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については自動車破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、ゴムくず、汚泥、(廃プラスチック類、ガラスくず等、紙屑、木くず、繊維くず、がれき類については石綿含有産業廃棄物を含む)

【環境保全措置の概要】

- (1) 運搬に際し講ずる措置 環境委保全のために産業廃棄物の収集運搬を行う場合には産業廃棄物が飛散流出しないようにシート掛けを行い、ロープ等で固定する。
- (2) 積み替え保管施設において講ずる措置 飛散流出しないように容器で保管する。風雨が有るときはシート掛けを行い飛散しないようにする。
- (3) 施設稼働時において、騒音・振動及び粉じん対策を講じる。
施設を2台以上稼働しない。
散水による粉じん飛散防止。

③ 一般廃棄物収集運搬業

下関市 第 11082 号 許可年月日 令和6年4月1日
許可有効年月日 令和8年3月31日

【一般廃棄物の事業の範囲】

- 1、生ごみ
- 2、缶・ビン、ペットボトル
- 3、段ボール
- 4、紙くず、布、木くず

【一般廃棄物の事業計画の概要】

(廃棄物の排出源)

家庭から出る粗大ごみ

(処理計画)

廃棄物の入れ物・・・ビニール袋及び回収BOXごとに回収

廃棄物の飛散防止・・・シートかけ、袋を利用

回収回数・・・事業所との委託契約により回収する。

【一般廃棄物収集運搬量】

5年度	102t
4年度	161t
3年度	82t
2年度	92t
元年度	112t

④ 一般建設業

(とび・土工事業、解体工事業)

山口県 般-30-20267号

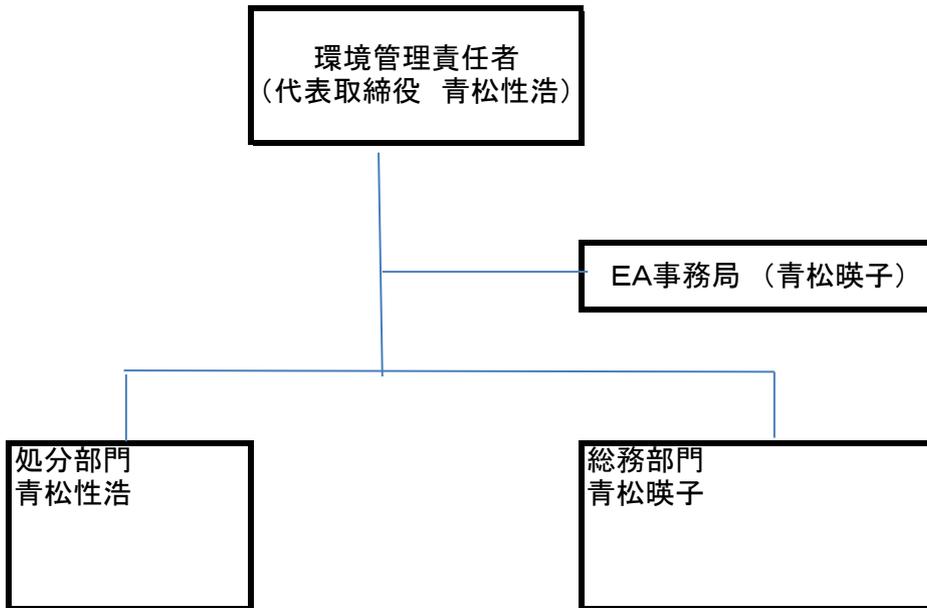
許可年月日 平成30年10月6日

有効期間 令和10年10月5日まで

【工事件数】

解体工事	
5年度	25件
4年度	26件
3年度	30件
2年度	24件
元年度	28件

3.組織図:実施体制



役割分担表

氏名	所属・役職	役割・責任・使命・権限
青松性浩	代表取締役	全体の統括、環境方針の策定、環境への取り組みを実施するための整備、全体の評価と見直し
青松暎子	事務局	全体の把握／環境経営システムを構築し、運用しその状況を社長に報告する 環境目標の達成状況及び活動計画の実行状況を審議する 文書の記録、保存管理
青松暎子	総務	電気、水道消費量の管理 ガソリン・軽油・灯油消費量の管理
青松性浩	収集	廃棄物の廃棄量管理、リサイクル率の管理 法令の順守状況の管理

4. 環境経営目標

環境経営目標		単位	令和3年度 (基準年度)	令和5年度 (基準年度比 -1.5%)	令和6年度 (基準年度比 -2.0%)	令和7年度 (基準年度比 -2.5%)	令和8年度 (基準年度比 -3.0%)
1	二酸化炭素総排出量の削減	Kg・CO2	107,100	105,494 以下	104,958 以下	104,423 以下	103,887 以下
①	電力使用量の削減	kWh	36,511	35,963 以下	35,781 以下	35,598 以下	35,416 以下
②	ガソリン使用量の削減	L	2,262	2,228 以下	2,217 以下	2,205 以下	2,194 以下
③	軽油使用量の削減	L	30,350	29,895 以下	29,743 以下	29,591 以下	29,440 以下
2	リサイクル率の向上	%	85	87 以上	87 以上	88 以上	88 以上
3	水使用量の削減	m ³	772	760 以下	757 以下	753 以下	749 以下
4	会社周辺の清掃	実施回数	2	2回/月 以上	2回/月 以上	2回/月 以上	2回/月 以上

注1) 電気使用量の二酸化炭素排出量の算出には中国電力の令和2年度の調整後排出係数0.585(kg-CO2/kWh)を使

注2) PRTR対象化学物質を使用していません。

5. 環境経営目標と実績

作成年月日	環境管理 責任者	作成者
令和6年12月20日		

環境目標		単位	目標 令和3年度比 -1.5%		実績 令和5年度	増減 (%)	達成状況
1	二酸化炭素総排出量の削減	Kg・CO2	105,494	以下	102,598	△ 2.7	○
	① 電力使用量の削減	kWh	35,963	以下	34,562	△ 3.9	○
	② ガソリン使用量の削減	L	2,228	以下	2,274	2.1	△
	③ 軽油使用量の削減	L	29,895	以下	29,885	△ 0.0	○
2	リサイクル率の向上	%	87	以上	90	4.0	○
3	水使用量	m3	760	以下	419	△ 44.9	○
4	会社周辺の清掃	実施回数	2回/月	以上	2回以上	—	○

注1) 電気使用量の二酸化炭素排出量の算出には中国電力の令和2年度の調整後排出係数0.585(kg-CO2/kWh)を使用した。

注2) PRTR対象化学物質を使用していません。

6、環境経営計画の内容

1、二酸化炭素総排出量の削減

目標項目	活動項目	責任者
二酸化炭素総排出量の削減		青松(性)
1 電力使用量の削減	1 エアコンの温度を設定	青松(暎)
	2 人がいないときの消灯	青松(暎)
	3 パソコン等の電源オフ	青松(暎)
	4 LEDへの交換	青松(暎)
	5 機械装置類の使用頻度を減らす	青松(性)
ガソリン・軽油使用量の削減	1 アイドリングストップの励行	青松(性)
	2 無駄な配車を無くす	青松(性)
	3 車輛の運行計画の策定	青松(性)
	4 空ぶかしをしないなど経済走行を心がける	青松(性)
	5 破砕機にローラスクリーンを装着することと併せて軽油仕様の自走式破砕機を電動装置に転換する。	青松(性)

2、水使用量

目標項目	活動項目	責任者
節水	1 使用量を制限する	青松(性)
	2 効率的に使用する	青松(性)

3、会社周辺の清掃

目標項目	活動項目	責任者
清掃活動	1 当番を決めて実施する	青松(性)
	2	

4、リサイクル率の向上

目標項目	活動項目	責任者
再資源化率	1 都度実施	青松(性)

7、環境経営計画の取組結果

エコアクションに参加することで環境活動への取り組みを進め、社員の環境保全への意識も徐々に浸透してきました。今までも、それなりに漠然として環境への意識は有ったのですが、具体的な数値化や目標をたて計画に落とし込むことでより具体的なものになってきました。

1) 二酸化炭素排出量の削減

事務所の設備の待機電力を減らす、こまめに消灯するなど実行した。

エコ運転を実践しており、アイドリングストップを励行するなどして燃費が向上するよう努力している。

装置類の稼働を工夫する

2024年3月に既設の破碎機にローラスクリーンを追加し、次に掲げる成果を挙げた。

- ①破碎後の木くず(中間製品)の品質を大幅に改善し、パーティクルボード原料として安定的に出荷できるようになった。
- ②軽油仕様の自走式破碎機を電動装置に転換したことで大幅なコスト削減を達成
- ③装置類をコンパクトに配置したことで動線を改善し、作業効率が高まった。

2) 廃棄物再資源化率の向上

リサイクルできるものは出来るだけ分別してリサイクル業者へ渡しているが最近、リサイクル可能な廃棄物の収集割合が減少した。引き続きリサイクル率の向上に努める。

3) 水使用量の削減

海風が強いので、粉じん、チリ、ほこりが拡散するのを防ぐために散水を行う。この場所は海岸に近く海からの風により粉塵やほこりが多く発生するため、どうしても水によって飛散を防止する。

4) 地域社会貢献活動

地域の清掃活動にも積極的に参加した。今後も継続して行う。

今後の取り組み

次年度についても、上記を継続して行う。

8、次年度の環境活動目標及び環境活動計画

次年度(令和6年度)の環境目標は令和3年度(基準年度)比2.0%の削減に見直す。

なお、環境活動計画は今年度の取組を継続する。

9、関連法令等の遵守状況の確認及び評価の結果

ならびに違反、訴訟等の有無

当該期間内において遵守状況を確認した結果違反は無く関係当局よりの指導等はありません。

また訴訟及び地域周辺よりの苦情等もありませんでした。

【主な法令の遵守状況】

名称	指摘内容	遵守状況
廃棄物処理法	一般廃棄物処理業の許可	許可を取得している
	収集運搬車両の側面表示・車内書類備え付け	実施している。
	産業廃棄物の適正処理、保管	実施している。
	委託契約の締結、マニフェストの交付	契約は排出事業者と二者契約、マニフェストの適正
	産業廃棄物処理業許可の取得・許可の更新・変更許可	そのつど必要な手続きを取っている。
建設リサイクル法	床面積の合計が80m ² 以上	・解体工事業の許可を更新しました。 ・工事ごとに必要な手続きを取組ました。
大気汚染防止法	すべての解体工事におけるアスベスト対策	解体前にアスベスト調査を行い、必要な手続きを取りました。
フロン排出抑制法	業務用空調機の簡易点検	簡易点検を行い、その結果を記録している。

10、代表者による全体の取組状況の評価及び見直し・指示の記録

令和6年12月1日

代表者	環境管理責任者
青 松	青 松

EA21への取り組みについて

当社は2015年よりEA21に取り組み、2016年4月に認証取得し、現在まで引き続き活動しております。

エコアクションに参加することで環境活動への取り組みを進め、社員の環境保全への意識も徐々に浸透してきました。今までも、それなりに漠然として環境への意識は有ったのですが、具体的な数値化や目標をたて計画に落とし込むことでより具体的なものになってきました。

とりわけ軽油使用量の大幅な削減・目標達成は意識的な浸透効果が大きいものと思われま

す。一方で、水の使用量は原単位評価では目標を達成していますが、総量ではやや大きく増えています。

これは粉塵等の発生を極力抑え環境への影響を軽減するために散水を行っていることが大きく影響しています。今後は散水管理を徹底し、少しでも水使用量を抑える工夫が必要です。

全体的には概ね目標を達成しており評価しています。

以上のことから、環境方針は適正と判断しており、現状の実施体制で活動を継続していくものとします。

評価及び見直し実施日	令和6年12月1日
見直しのため提出した情報	<ul style="list-style-type: none"> ①環境経営方針 ②環境経営目標の達成状況、環境経営計画の実施状況 ③是正の有無及びその結果 ④環境関連法令等の遵守状況のチェック結果 ⑤外部からの苦情の有無とその内容及び対応策の状況 ⑥実施体制
評価	<ul style="list-style-type: none"> ①現況、問題ないので継続 ②水の使用量は削減傾向にある。 海風が強く埃等が飛散しないように水撒きによって飛散防止を行ってきたが、破碎処理後の保管場所の改善(囲いや清掃)を行ったことが寄与したと思われる。 ③業務効率の改善 軽油使用量の削減のために、機械装置類の効率的な稼働を実施した。 ①破碎機械を軽油仕様から電力へ置き換えた。 ④適切に実行されており概ね問題となる事例はなかった。 ⑤苦情はなかった。
見直し(変更及び指示)	<p>目標数値の改訂 役割の周知徹底の継続及び実行チェックを強化する。 あらゆる場面でのエコ活動を徹底して行う。</p>